

正
本

上告状

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

訴訟物の価額 金一、九〇〇、〇〇〇円
貼用印紙額 金 二九、八〇〇円

右当事者間の東京高裁平成一一年（行コ）第二五三号在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求控訴事件について二〇〇〇年一月八日に言い渡された判決（同日送達）は、全部不服であるので、上告する。

原 判 決 の 表 示

主 文

- 一 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴人 []、控訴人 [] 及び控訴人 [] を除くその余の控訴人らの予備的請求に係る訴えをいづれも却下する。
- 三 控訴費用は控訴人らの負担とする。
- 四 控訴人 []、控訴人 [] 及び控訴人 [] を除くその余の控訴人らのために、上告及び上告受理申立て期間に二週間を付加する。

上 告 の 趣 旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求めらる。

上告状
10.11.22

上告の理由

追って上告理由書を提出する。

附属書類

一、訴訟委任状

〔追完する〕

二〇〇〇年一月二二日

上告人ら代理人弁護士

喜田村 洋一

同

林 陽子

同

古田 啓昌

同

二関 辰郎

同

近藤 健太

最高裁判所 御中

当事者目録

神奈川県横浜市青葉区

上告人(控訴人)

長崎県長崎市

上告人(控訴人)

〒100-2
100-94

東京都千代田区紀尾井町三番二七号
剛堂会館三階

ミネルバ法律事務所(送達場所)

電話

03(5216)7755

ファクシミリ 03(5216)7751

上告人ら訴訟代理人弁護士

喜田村洋

同

林陽子

〒100
10005

千代田区丸の内一丁目一番三号
AIGビル

アンダーソン・毛利法律事務所

電話

03(3214)1371

ファクシミリ 03(3214)1518

同

古田啓

同

梅津立昌

〒107
10052

東京都港区赤坂二丁目一七番二二号
赤坂ツインタワー東館一三階
新東京法律事務所

電話

03(5570)1234

ファクシミリ 03(5570)2627

同

二関辰郎

〒一六〇
一〇〇二二
東京都新宿区新宿一丁目四番八号
新宿小川ビル六階

山根祥利法律事務所

電話

フアクシミリ

同

〇三(三三五〇)六一九一
〇三(三三五〇)六一九二

近藤健太

〒一〇〇
一〇〇一三

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被上告人(被控訴人)

右代表者法務大臣

国

保岡興治